

# 守山市「セーフティネット資金」 利子補給金(令和3年度分)の申請を受け付けます

商工観光課 ☎・☎(582)1131 ☎(582)1166

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業の経営安定化を図るため、滋賀県中小企業振興資金融資制度「セーフティネット資金」の利用者に対して、利子補給を実施しています。申請に必要なものなど、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

**対**以下の要件をすべて満たす人

- ・令和2年2月18日以降に「セーフティネット資金」を利用し、対象資金を当初の約定どおりに償還していること
- ・対象となる「セーフティネット資金」の借入にかかる信用保証料について、県から全額助成を受けていること(ただし、令和2年2月18日～3月31日に商工会および商工会議所に「セーフティネット資金」の申し込みをした場合を含む)
- ・対象となる「セーフティネット資金」の借入にかかる利子について、ほかの市町村などから同様の主旨の補助金などの交付または交付決定を受けていないこと
- ・法人は事業所の所在地が、個人は住所が市内にあること
- ・市税などの滞納がないこと

**補給対象期間** 利払い開始月から24ヵ月(据置期間含む)

※令和3年度は令和3年1～12月に支払った利息が対象です。

**利子補給金額** 1事業者につき利払い月数12ヵ月あたり上限20万円

**用**令和4年1月4日(火)～31日(月)に商工観光課へ申し込み。



ホームページ

## 障害者控除対象者認定申請を受け付けます

障害者手帳の交付を受けていない人でも、市が交付する障害者控除対象者認定書を提示することで、本人または扶養者は、確定申告で障害者控除を受けることができます。確定申告の必要がない人や、すでに障害者手帳の交付を受けている人は、申請は不要です。

**対**市内に住所を有し、認定を受けたい年の12月31日現在で下記のいずれかに該当する人

- ①65歳以上で、障害の程度が日常生活自立度(寝たきり度)判定基準を満たし、6ヵ月以上寝たきりの人
- ②65歳以上で、認知症の程度が日常生活自立度判定基準を満たす人
- ③身体障害者(1～6級)に準ずる障害があり、障害者手帳申請中の人

**甲**長寿政策課および障害福祉課の執務時間中に申し込み。申請書は下記に設置。

**他**申請後、認定書発行までに2週間程度かかります。令和3年分は基準日の都合上、令和4年1月以降の発行となります。

**問**長寿政策課 **対**①、②の人)

☎(584)5474 ☎(581)0203

障害福祉課 **対**③の人)

☎(582)1168 ☎(581)0203

## 子育て世帯への臨時特別給付金を支給します

0～18歳の児童1人当たり10万円の臨時特別給付金が支給されることとなりました。このうち、児童手当が支給されている人には、下記により現金5万円を先行して支給します。なお、児童手当受給者が公務員の児童および高校生相当(15～18歳)にかかる申請方法などについては、制度詳細が分かり次第、市ホームページでお知らせします。



ホームページ

**対**①9月分の児童手当受給対象者(9月出生児含む。特例給付受給者は除く)

②10月1日～令和4年3月31日に出生した児童の父母など(児童手当所得制限限度額未満の人)

**支給額** 児童1人当たり5万円

**用**①のうち、市で児童手当の認定を受けている人は申請不要で、児童手当の受け取り口座に振り込みを行います。準備ができ次第、対象者に個別に通知します〔支給日：12月24日(金)予定〕。

①のうち公務員、②の人および高校生相当の児童を養育されている人は、申請により口座振込での支給になります。申請方法などについては、市ホームページなどでお知らせします。

**問**子ども家庭相談課

☎・☎(582)1137 ☎(582)1138